

一関市監査委員告示第 010 号

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年 10 月 24 日

一関市監査委員 小 川 四 郎  
一関市監査委員 佐 藤 重  
一関市監査委員 小 山 雄 幸

記

- 1 定期監査の結果の報告 令和元年 8 月 14 日付け監第 05007 号
- 2 対象部署及び事項 建設部都市整備課に係る【注意事項】
- 3 措置を講じた旨の通知 別添のとおり

都 第 06007 号  
令和元年 9 月 5 日

一関市監査委員 小 川 四 郎 様  
一関市監査委員 佐 藤 重 様  
一関市監査委員 小 山 雄 幸 様

一関市長 勝 部 修

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 8 月 14 日付け監第 05007 号で通知のあったこのことについて、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

記

都市整備課定期監査

（令和元年 5 月 30 日実施）

監査の結果	措置状況等 （措置の状況を具体的に記載のこと）
<p><b>【注意事項】</b> 行政財産の使用許可に当たり、使用料の算定方法を誤っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。</p>	<p>(1)改善・是正の状況 9 月 19 日返還予定。 (2)事の原因 使用料の算定に当たり、端数処理を誤った箇所で行っていたことによる。 (3)今後の再発防止策の内容 算定方法をよく理解するとともに、行政財産使用料のチェックツールを活用し取扱いに誤りが起こらないよう努める。</p>